

## 大阪府中小企業従業員人材育成支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 大阪府は、物価高騰や人手不足等による厳しい経営状況にある中小企業等が生産性向上のために実施する従業員の人材育成の取組を支援するため、予算の範囲内において、大阪府中小企業従業員人材育成支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

#### (1) 次のイからヌまでのいずれかに該当する者

イ 次の表に掲げる業種分類のいずれかに属する業務を主たる事業として営み、かつ、当該業種分類ごとに同表に定める要件に該当する者

業種分類	要件
(イ) 製造業 ((ホ) を除く。)、建設業、運輸業	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは個人事業主
(ロ) 卸売業	資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社若しくは個人事業主
(ハ) サービス業 ((ヘ)、(ト) を除く。)	資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社若しくは個人事業主
(ニ) 小売業	資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社若しくは個人事業主
(ホ) ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く。）	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社若しくは個人事業主
(ヘ) ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは個人事業主
(ト) 旅館業	資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社若しくは個人事業主
(チ) その他の業種(上記以外)	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下

	の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは個人事業主
--	-------------------------------------

- ロ 医療法人であって常時使用する従業員の数が300人以下の者
- ハ 社会福祉法人であって常時使用する従業員の数が300人以下の者
- ニ 学校法人であって常時使用する従業員の数が300人以下の者
- ホ 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所であって常時使用する従業員の数が100人以下の者
- ヘ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定される中小企業団体であって常時使用する従業員の数が、その企業の主たる業種をイの業種分類で分類した際に当該従業員規模以下の者
- ト 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって常時使用する従業員の数が、その企業の主たる業種をイの業種分類で分類した際に当該従業員規模以下の者
- チ 財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）であって常時使用する従業員の数が、その企業の主たる業種をイの業種分類で分類した際に当該従業員規模以下の者
- リ 特定非営利活動法人であって常時使用する従業員の数が、その企業の主たる業種をイの業種分類で分類した際に当該従業員規模以下の者
- ヌ 任意団体であって（イ）及び（ロ）を満たし、常時使用する従業員の数が、その企業の主たる業種をイの業種分類で分類した際に当該従業員規模以下の者
  - （イ）団体の目的、組織、運営、事業内容を明らかにする規約、規則等を有すること
  - （ロ）代表者が置かれ、事務局の組織が整備されていること
- （2）次のいずれにも該当しない者
  - イ 発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者以外の会社をいう。以下同じ。）が単独で有し、又は出資している者
  - ロ 発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を大企業が複数で有し、又は出資している者
  - ハ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している者
- （3）補助金の交付の申請をした日において、府の区域内に本店又は事業所を有する者
- （4）次のイからトまでのいずれにも該当しない者
  - イ 宗教上の組織若しくは団体又は政党その他の政治団体（これらの者が法人でない場合は、その代表者又は管理人）
  - ロ 補助金の交付を申請する日の前日を起算日とする過去1年間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令に違反したことがある者
  - ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」と

いう。)若しくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)

- ニ 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者があるもの
  - ホ 法人には罰金の刑、個人には拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
  - ヘ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者
  - ト 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業主

#### (補助事業)

第3条 補助事業は、補助事業者が府の区域内の事業所で就業させている従業員に次いだ者にも該当する研修等を受講させるものとする。

- (1) 職業又は職務に必要な知識、技能若しくは技術の習得又は向上を目的とする研修等であること。
- (2) 実施時間数が10時間未満の研修等であること。ただし、eラーニングによる研修等及び通信制による研修等の場合は、標準学習時間数が10時間未満又は標準学習期間が1月未満であること。
- (3) 事業者が研修実施機関等に受講料等を支払う研修等であること。
- (4) 事業者が国や地方公共団体の経費補助を受けている研修等でないこと。
- (5) 令和7年4月1日以後に開始し令和8年2月28日までに修了した研修等であること。

#### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業者が従業員(補助事業者が受講させる従業員の延べ人数が10人を超えるときは、10人を限度とする。)に受講させる研修等に要する経費について、研修実施機関等に支払った費用のうち、入学料及び受講料等の合計額(消費税及び地方消費税を含む。)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、第3号に掲げる研修等であって当該額が20万円を超えるときは、20万円とする。

- (1) 建設又は運輸に関する研修等 4分の3
- (2) デジタル技術に関する研修等 4分の3
- (3) 前2号以外の研修等 2分の1

#### (補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 規則第4条第1項に規定する申請及び規則第12条に規定する実績報告は、補助金交付申請書（兼）実績報告書（様式第1号）を知事に対し、その定める期日までに提出することにより行うものとする。

2 前項の補助金交付申請書（兼）実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者及び対象事業内容書（様式第1号の1）
- (2) 補助金申請額及び精算額計算書（様式第1号の2）
- (3) 受講者名簿（様式第1号の3）
- (4) 誓約・同意書（様式第2号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の書類の提出は、インターネットを利用することにより行わなければならぬ。ただし、インターネットを利用することが困難な場合は、前2項に掲げる書類を郵送により提出することができる。

#### (交付の決定及び補助金の額の確定)

第6条 知事は、前条による交付の申請があった場合は、その内容を審査し、その申請の内容が適当と認められるときは、補助金の交付の決定及び交付すべき補助金の額の確定を行い、補助金の交付の申請をした事業者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定及び補助金の額の確定の通知は、補助事業者への補助金の入金をもって行うものとする。

3 知事は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

4 知事は、申請に係る書類等に形式上の不備があると認めるときは、当該申請をした事業者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることがある。この場合において、当該相当の期間内に事業者が補正を行わなかったときは、知事は、当該申請が取り下げられたものとみなすことがある。

#### (申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした事業者が、前条第2項の規定による補助金の交付決定及び補助金の額の決定の通知を受けるまでに当該申請を取り下げようとするときは、補助金申請取下書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

#### (補助金の交付)

第8条 知事は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定及び規則第13条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者に対し、当該補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、一般財団法人大阪労働協会を通じて行うものとする。

(報告及び調査)

第9条 知事は、補助金に係る予算の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な事項を報告させ、又は、補助事業に関する調査を実施することとし、補助事業者はその調査に応じなければならない。

(補助金の経理)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類等を備え、補助金の交付を受けた日の属する大阪府の会計年度終了後10年間は保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際に改正前の大蔵省中小企業従業員人材育成支援補助金交付要綱の様式により提出されている誓約・同意書は、この要綱の様式により提出されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際に改正前の大蔵省中小企業従業員人材育成支援補助金交付要綱の様式により提出されている誓約・同意書は、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した誓約・同意書として使用することができる。